

■算定した指標（平成21年度決算）

(1) 早期健全化・再生に関する指標

区分	所沢市の指標	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—%	11.25%	20%
② 連結実質赤字比率	—%	16.25%	40%
③ 実質公債費比率	7.3%	25%	35%
④ 将来負担比率	41.8%	350%	

(2) 公営企業の経営健全化に関する指標

区分	会計名	算定値
⑤ 資金不足比率	水道事業	—%
	病院事業	—%
	下水道特別会計	—%



「地方公共団体財政健全化法」に基づく  
健全化判断比率について公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度決算についての健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

問い合わせ 財政課 ☎20908-9030 ☎2094-0706

■算定結果

平成21年度決算に基づいて算定された健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率、実質公債費比率・将来負担比率）は、いずれも早期健全化基準および財政再生基準を大幅に下回り、資金不足も生じていないため、健全な財政運営が維持されていると判断されます。

■財政指標の内容と対象範囲

（印は所沢市の算定内容）

① 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字（歳入総額－歳出総額）の標準財政規模（※1）に対する比率です。

実質収支は赤字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は算定されないため「—%」と表示しています。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含めたすべての会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率です。

一般会計等および特別会計の実質赤字および公営企業会計の資金不足は、いずれも生じておらず、連結実質赤字比率は算定されないため「—%」と表示しています。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する公営企業拠出金を合わせた公債費（※2）の標準財政規模に対する比率です。過去3年間の比率の平均値により算出します。

算定結果は7.3%で、早期健全化基準（25%）と照らして問題のない値となっています。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき市債や債務負担行為などの実質的負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計に加え公営企業、出資法人等を含めた実質的な負債額を把握するものです。実質的な負債額が一般会計の何年分に相当するかを示しています。

算定結果は41.8%で、早期健全化基準（350%）と照らして問題のない値となっています。



健全化判断比率と対象会計

一般会計等	一般会計		① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計					
公営事業会計	狭山ヶ丘駅東口 土地区画整理特別会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計 交通災害共済特別会計	⑤ 資金不足比率				
							狭山ヶ丘 土地区画整理特別会計
							法適用企業 ・水道事業会計 ・病院事業会計
	公営企業に係る会計（地方企法を適用する事業または地財令第37条の事業）						
		一般会計等に属する特別会計					埼玉県市町村総合事務組合
	埼玉県後期高齢者医療広域連合						
	彩の国さいたま人づくり広域連合						
	・地方公社 ・第三セクター等	土地開発公社					
		財所沢市文化振興事業団					
財所沢市公共施設管理公社							
株ワルツ所沢							
株埼玉西部食品流通センター 埼玉県信用保証協会							

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、公営企業の経営状況を示すものです。本市においては、水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計が対象となります。

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されないため「—%」と表示しています。

標準財政規模：市税や地方交付税などの一般会計等の標準的な収入のことです。

公債費：道路や学校等の公共施設を作るときなどの借金（地方債）の返済のための元金および利子のことです。

◆地上デジタル放送を受信するための  
簡易なチューナーの無償給付等の支援

総務省では、経済的な理由等で地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易なチューナー（1台）の無償給付等の支援を実施しています。

支援の対象 次の世帯のうちNHK放送受信料が全額免除となっている世帯

①生活保護などの公的扶助を受けている世帯

②障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

③社会福祉施設に入居し、自らテレビを持ち込んでいない世帯

支援の内容 ▼地上デジタル放送を受信するための「簡易なチューナー（1台）」の無償給付、訪問設置▼アンテナ改修等が必要な場合には無償で改修等▼共同受信施設やケーブルテレビを利用されている場合には、その改修経費のうち支援対象世帯が負担する額の給付

申込期限 平成22年12月28日（火）（消印有効）

天候不順などの理由で支援が遅れることがあります。支援を希望される方は受付期限にかかわらずお早めにお申し込みください。平成23年度の支援については現在未定です。

【注意事項】

支援は現物給付です。

ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を精算することはできません。

左記のとおり（いずれも月々金曜日）は午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日は午前9時～午後6時

支援に関すること…総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840 ☎044-966-8719（IP電話等でつながらない場合は ☎044-969-5425）

詳細は、同センター ☎をご覧ください。

NHKの放送受信契約や免除に関すること…NHK視聴者コールセンター ☎0570-000588 ☎044-888-4340（IP電話等でつながらない場合は ☎044-871-8441）

詳細は、同センター ☎をご覧ください。

